

岐阜市

令和8年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象になります。

償却資産を所有している方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）

つきましては、この手引を参照し、申告書等を作成の上、下記までご提出ください。

○提出期限 令和8年1月30日（金）

- 期限後に申告があった場合や内容に不備がある場合などは、固定資産税のうち償却資産分の税額についての通知の発送が5月以降（通常4月）になることがあります。
- 期限間際は申告書の提出が集中するため、早めの申告にご協力をお願いいたします。

○提出先 〒500-8701 岐阜市司町40番地1

（問い合わせ先） 岐阜市役所 財政部資産税課 儚却資産係（市庁舎3階）

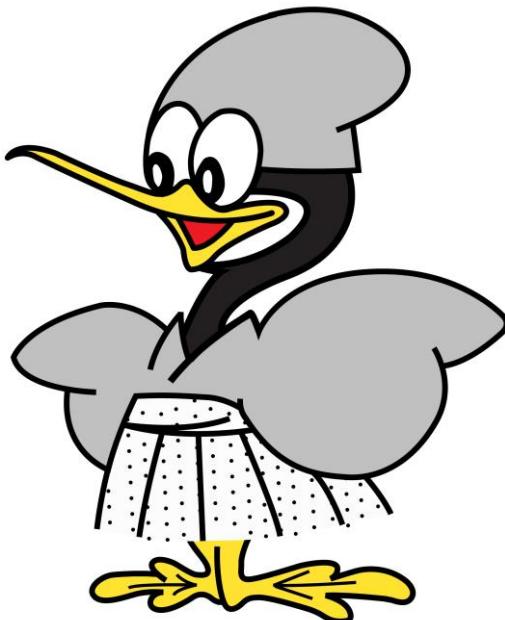
TEL（058）214-2057

○受付時間 午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日を除く）

«ご案内»

★申告書を郵送される方で、
【控の返送をご希望される場合】
控用の申告書と共に、切手を貼った封筒に
返信先を明記の上、同封願います。

★償却資産の申告は、郵送や窓口での提出の他、インターネットを利用した電子申告（eLTAX）が便利です。詳しくは1ページのURLからご覧ください。



ぎふ長良川鶴飼マスコットキャラクター「うーたん」

1. 申告が必要な方

法人や個人で、工場や商店の経営をしていたり、駐車場やアパートの貸付事業をしている方で、毎年1月1日現在、岐阜市内において償却資産を所有している場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、その資産について所定の事項を申告する必要があります。

また、資産状況の把握のため、次に該当する方も償却資産申告書の提出をお願いしております。

- ・事業廃止、解散等により所有していた償却資産を処分し、申告すべき資産がなくなった方
→ 全資産減少の申告
- ・初めて償却資産申告書が届いたが、償却資産に該当する資産を所有していない方
→ 「該当資産なし」の申告

2. 提出書類

郵送や窓口での提出のほか、パソコンでeLTAXを利用して電子申告することができます。

・償却資産申告書

・添付書類（下記のとおり）

«電算処理方式»（電子計算機による評価額等の算出ができる場合）

前年に資産の増加があった場合	・1月1日現在の全資産の種類別明細書
前年に資産の減少があった場合	※資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。
前年度の資産内容と変更がない場合	

※電子申告による提出の場合は、申告区分「全資産申告」等により申告してください。

«一般方式»（電子計算機による評価額等の算出ができない場合）

前年に資産の増加があった場合	・種類別明細書（増加用） ※緑色
前年に資産の減少があった場合	・種類別明細書（減少用） ※赤色
前年度の資産内容と変更がない場合	(添付書類不要) ※必ず、申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の 「2. 資産増減なし」を丸で囲んでください。

※電子申告による提出の場合は、申告区分「増加資産／減少資産申告」等により申告してください。

- ・（希望者のみ）償却資産申告書（控）と返信用切手を貼付した封筒
→申告書を郵送にて提出される方のうち、控に受付印が必要な方のみ

eltax(地方税ポータルシステム)による電子申告について

償却資産について、eLTAXを通じて、インターネットを利用した電子申告を行うことができます。

特徴

- 1 自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。
- 2 電子申告の専用ソフト「PCdesk」をダウンロードするだけで、スムーズに申告書が作成できます。
※eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等も利用できます。

電子申告の申告データ等の作成に係る具体的な操作方法等は下記をご覧ください。

- ① eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ② 「よくあるご質問」: <https://eltax.custhelp.com/>



3. 償却資産とは

事業のために所有している土地、家屋以外の機械や器具、備品等の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

<申告が必要な資産>

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、以下の資産も申告が必要ですのでご注意ください。

- (1) 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満であっても個別に減価償却をするもの
 - (2) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）や簿外資産
 - (3) 福利厚生の用に供するもの（社宅、宿舎、寮等の器具備品、構築物等）
 - (4) 建設仮勘定で経理されている資産（完成部分のみ）
 - (5) 遊休資産又は未稼働資産
 - (6) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの
 - （例）中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産
 - (7) 平成27年1月1日以降に取得した美術品等で、取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）
 - (8) 平成27年1月1日より前に取得した美術品等で、税務会計上、減価償却資産へ変更したもの
- ※(1)、(6)については3ページ<参考>も参照ください。

<申告の必要がない資産>

次の資産は、償却資産の課税対象に該当しないため申告の必要はありません。

- (1) 土地、建物（家屋として課税されるもの）
 - (2) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入されたもの
 - (3) 取得価額が20万円未満の資産で税務会計上3年間で一括償却しているもの
 - (4) 平成20年4月1日以降に取得し、売買扱いとするファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
 - (5) 自動車税又は軽自動車税の課税対象になり得るもの
 - （例）小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
 - (6) 無形固定資産
 - （例）特許権、電話加入権、営業権、ソフトウェア等
 - (7) 繰延資産
 - （例）開発費、試験研究費等
 - (8) 美術品等で歴史的価値若しくは希少価値を有し代替性のないもの又は取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）
 - (9) 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用等は除く。）
- ※(2)、(3)、(4)については3ページ<参考>も参照ください。

<参考> 少額の減価償却資産の取扱いについて

申告対象外

- ①【P.2申告不要（2）】取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②【P.2申告不要（3）】取得価額20万円未満の資産のうち一括償却資産の3年償却したもの
- ③【P.2申告不要（4）】法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で取得価額20万円未満のもの

申告対象

- ④【P.2申告要（6）】租税特別措置法を適用して損金算入した資産
- ⑤【P.2申告要（1）】個別に償却をしている資産

△ 償却方法	取得価額 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		申告対象外		
① 一時に損金算入※1※2	申告対象外			
② 3年一括償却※1	申告対象外			
③ リース資産	申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例※1		申告対象		
⑤ 個別減価償却		申告対象		

※1 令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものと除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外です。

※2 個人の場合は、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものと除く。）の用に供する資産を除く。）は必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

（所得税法施行令第138条第1項）

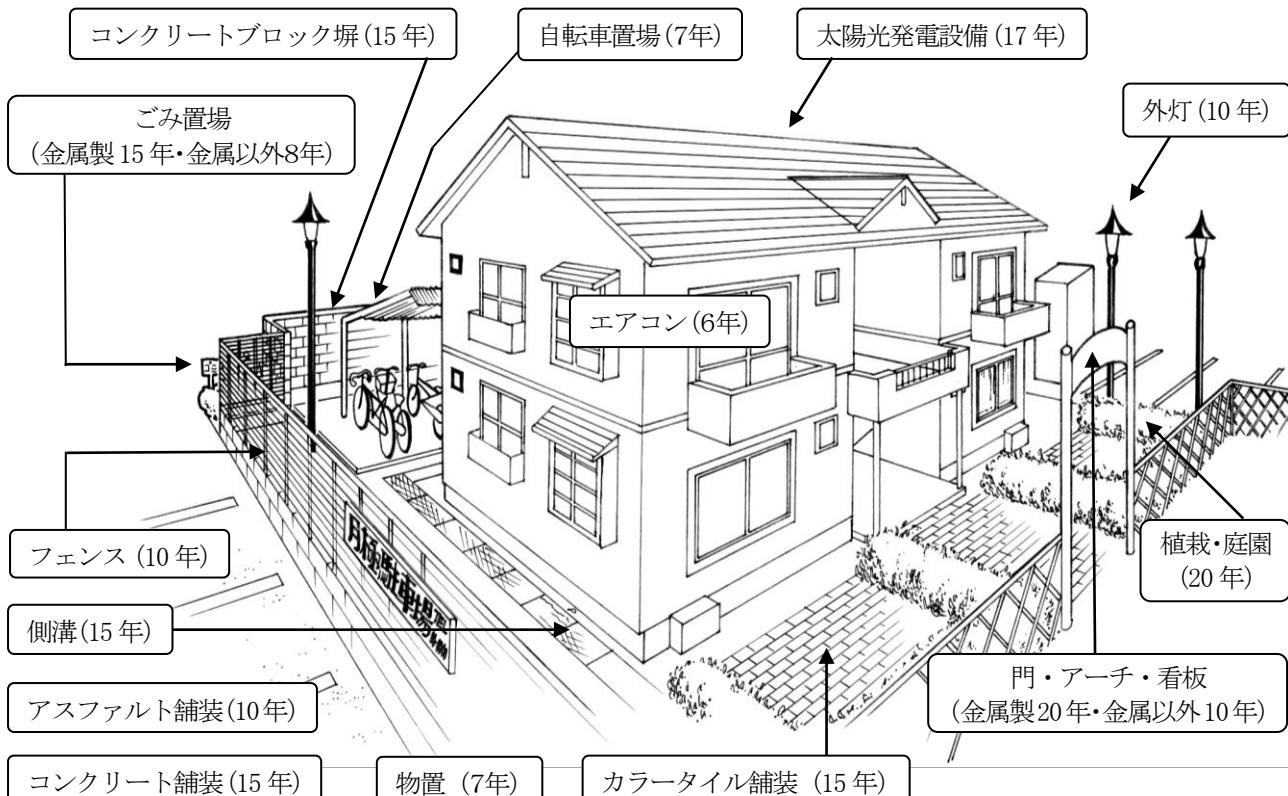
4. 債却資産の種類

種類		課税客体の例
1種	構築物	井戸、舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設、広告塔、看板など
	建物	家屋の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受・変電設備、中央監視制御装置、簡易間仕切り、LAN配線など
	附属設備	建物の所有者と異なる方（テナント）が賃借している家屋に施した内装等の造作など
2種	機械及び装置	顧客のための厨房、印刷機械、食料品製造機械、建設機械など
3種	船舶	ボート、漁船、貨物船など
4種	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5種	車両及び運搬具	台車、構内運搬車、大型特殊車両など (車両ナンバー「0、00~09、000~099」及び「9、90~99、900~999」のもの) ※自動車税、軽自動車税の課税対象になっている自動車を除く。
6種	工具・器具及び備品	測定工具、切削工具、金型、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、パソコン、テレビ、娯楽用器具、医療用機器、理容及び美容機器など

5. 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、受・変電設備、駐車場設備、看板（広告塔、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、ブラインド、LAN設備など
喫茶・飲食業	カウンター、室内装飾品、金庫、テレビ、ステレオ、カラオケ機器、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、混合器、モーター、日よけなど
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、サインポール、タオル蒸器、赤外線灯、洗面設備など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ミシン、モーター、給排水設備、ビニール包装設備など
医療・薬局業	医療機器（レントゲン機器、手術機器、歯科診療用ユニット、光学検査機器、顕微鏡等）、薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、保育器、給食用厨房器具など
小売業	ショーウィンドウ、陳列ケース、冷蔵ストッカー、間仕切、日よけなど
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫、冷凍機、陳列ケース、肉切機、ひき肉機、ポンプなど
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、消火器、金庫など
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、洗净機、コンプレッサー、熔接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、金庫など
建設業	大型特殊自動車（0、00～09、000～099ナンバーの車両）、建設工業設備など
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、熔接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具など

◆ 賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産



※アパート本体は家屋として課税されます。

※()内は標準的な耐用年数です。

構造又は用途により異なる場合があります。

6. 債却資産の評価と課税標準額

償却資産の評価においては、取得価額を基礎として、その資産の耐用年数及び取得後の経過年数に応する減価を考慮して価額を求める方法をとっています。ただし、前年中に取得した資産の評価は、取得月にかかわらず半年分を償却します。

[課税標準額の算出]

個々の資産ごとに「評価額」を計算し、その合計が課税標準額になります。

課税標準の特例（7ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額のそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

[計算方法]

区分	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評 価 額	取得価額 × (1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$)	前年度評価額 × (1 - 減価率)
	(取得価額 × 率表の前年中取得欄の率)	(前年度評価額 × 率表の前年前取得欄の率)

注：1 減価率（償却率）は耐用年数省令の定率法による償却率を用います。

2 [] の部分は、「償却資産減価残存率表」（16ページ）の数値になります。

[計算の具体例]

次のような償却資産の申告がある場合について、令和8年度課税標準額がどのように求められるのか「償却資産減価残存率表」（16ページ）を用いて計算してみます。

・資産の明細

品名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率 (前年前取得)	減価残存率 (前年中取得)
構内舗装	令和6年 5月	1,700,000 円	10年	0.794	0.897
コピー機	令和7年 7月	800,000 円	5年	0.631	0.815
パソコン	令和7年 11月	500,000 円	4年	0.562	0.781

・一品ごとの価額の計算

品名	評価額		
構内舗装	*	1,700,000 円	× 0.897 = 1,524,900 円
		1,524,900 円	× 0.794 = 1,210,770 円
コピー機		800,000 円	× 0.815 = 652,000 円
パソコン		500,000 円	× 0.781 = 390,500 円
合計		[] の合計	2,253,270 円

備考：*印欄は前年度の評価額の計算式です。

・課税標準額

算出した評価額の合計[2,253,270円]が令和8年度の課税標準額となります。

7. 税率・税額など

○税率 課税標準額の100分の1.4（1.4%）（地方税法第350条・岐阜市税条例第54条）

○税額 税額 = 課税標準額 × 税率
(100円未満切捨) (1,000円未満切捨) (1.4／100)

○免税点 課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
(地方税法第351条・岐阜市税条例第55条)
※150万円未満であっても申告は必要です。

○納期 年4回（通常4月、7月、12月、翌年2月）
(地方税法第362条・岐阜市税条例第61条)

8. 国税との主な違い

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制 (建物については定額法)	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます(※注1)
評価額の最低限度額	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5(※注2)
改良費の評価方法	原則区分評価(一部合算評価)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

※注1 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加償却をした資産がある場合は、税務署長又は国税局長に提出した届出書又は承認通知書の写しを申告書に添付してください。

※注2 固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の5%が最低限度額となります。

9. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している賃貸人が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている賃借人が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は次のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
①通常賃貸借契約によるもの (所有権移転外ファイナンスリースを含む。)	申告不要	資産の所在する 市町村へ申告必要
②ファイナンス・リースのうち 所有権留保付売買として扱うもの	自己の資産として申告必要	申告不要

10. 非課税

地方税法第348条に規定する資産は、非課税の対象となります。該当する資産がある方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に適用条項と「非課税」と記載し、償却資産申告書内「18 備考(添付書類等)」欄の「6. 非課税」を丸で囲んで提出してください。別途、非課税申告書を送付します。

11. 課税標準額の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定によって一定の要件に該当する償却資産については、固定資産税の課税標準額が軽減されます。特例の主なものは次の表のとおりです。

該当する資産がある方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に適用条項と「特例」と記載し、償却資産申告書内「18 備考（添付書類等）」欄の「6. 特例資産」を丸で囲んで提出してください。

対象となる資産	特例率	取得期限	適用条項	添付書類
家庭的保育事業用施設 (わがまち特例)	価格の1/2		地方税法第349条の3第27項 岐阜市税条例第53条の8第1項	・認可書類(写)
居宅訪問型 保育事業用施設 (わがまち特例)	価格の1/2		地方税法第349条の3第28項 岐阜市税条例第53条の8第2項	
事業所内保育事業用施設 (わがまち特例)	価格の1/2		地方税法第349条の3第29項 岐阜市税条例第53条の8第3項	
水質汚濁防止法に規定する 污水又は廃液の処理施設 (わがまち特例)	価格の1/2	令和6.4.1から 令和8.3.31 までの取得分	地方税法附則第15条第2項第1号 岐阜市税条例附則第9条の2第1項	・特定施設設置届出書(写)
再生可能エネルギー 発電設備(太陽光) (※1) (わがまち特例)	1,000kw未満 価格の2/3	令和6.4.1から 令和8.3.31 までの取得分	地方税法附則第15条第25項第1号イ 岐阜市税条例附則第9条の2第4項	・再生可能エネルギー事業者支援 事業費補助金交付決定通知書及 び申請書(写)
	1,000kw以上 価格の3/4		地方税法附則第15条第25項第3号イ 岐阜市税条例附則第9条の2第9項	
中小事業者等が 「認定先端設備等導入計 画」に基づき新規取得した 生産性向上に資する設備	雇用者給与等 支給増加率 (賃上げ方針)	令和7.4.1から 令和9.3.31 までの取得分	地方税法附則第15条第43項	・先端設備等導入 計画に係る認定 書及び認定申請 書(写) ・先端設備等に係 る投資計画の確 認書(写) ・チェックシート等
	1.5%以上 価格の1/2			
	3.0%以上 価格の1/4			

※1 自家消費型太陽光発電設備で、政府の補助を受けたものに限る。

注：この表は一部について例示したもので、すべてを記載していません。また、地方税法の改
正により内容が変更されることがあります。詳細については償却資産係までお問い合わせ
ください。

12. 家屋の附帯設備における家屋と償却資産の区分

家屋の附帯設備には、固定資産税の取扱上、家屋に該当するものと償却資産に該当するものがあります。

一般的には、単に移動を防止する程度に取り付けられたものや、独立した機器としての性格の強いものは、償却資産として評価されます。

また、工場における機械のための動力配線等や、飲食店、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をするための洗濯設備等のサービス設備も償却資産の申告の対象になります。

家屋の所有者と異なる者（テナント）が事業の用に供するために、貸ビル・貸店舗等に施工した内装及び造作並びに電気設備、給排水設備、空調設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備については、家屋所有者から分離して賃借人の償却資産として取り扱います。

（地方税法第343条第10項・岐阜市税条例第49条第8項）

設備等の内容	家屋と附帯設備の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 床、壁、天井仕上等	○			◎
2 工場等の動力源である電気設備		◎		◎
3 ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5 電気設備（2、3、4に該当するものを除く。）	○			◎
6 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7 ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
8 屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
9 給排水、衛生及びガス設備	○			◎
10 冷房、暖房及び通風設備又はボイラーエquipment (工場等における生産設備であるボイラー等を除く。)	○			◎
11 昇降機設備	○			◎
12 消火、排煙、火災報知設備	○			◎
13 エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
14 金庫室の扉	○			◎
15 店舗造作、間仕切り（※注）	○			◎

※注 間仕切りのうち、簡易なものはすべて償却資産となります。

家屋と設備の所有者が同じ場合は、下の表も参考にしてください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受・変電設備	設備一式・配電盤(配線・配管を含む)	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備(〃)	
	中央監視制御装置	装置一式(〃)	
	電灯照明設備	屋外照明設備(〃)	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線設備
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線設備
	インターфон設備	インターфон機器	配線設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線設備
火災報知設備		屋外の装置	屋内の装置(感知器等)
給排水設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引込工事	左記以外の設備
ガス設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
消防設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工業用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備、寮、ホテル、病院等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備	左記以外の設備
その他の特殊な設備		簡易間仕切、看板、廣告塔、ブラインド、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、LAN設備、ゴミ置場(簡易なもの)、POSシステム、株価表示板、ろ過装置、避難器具、集合郵便受け、夜間金庫等	劇場等の舞台、幕、固定椅子、ルーバー、カウンター、造り付け家具

13. 耐用年数について（14、15ページ参照）

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数によるものとします。ただし、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1) 中古見積耐用年数…耐用年数省令第3条第1項の規定により見積もった耐用年数

※1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年に満たないときはこれを2年とする。

ア) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産の場合

$$\text{見積耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20 / 100$$

イ) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産の場合

$$\text{見積耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20 / 100$$

(2) 短縮耐用年数……耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数

※この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

14. 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いに準じて申告します。

事業者の区分	国税（法人税・所得税）の経理方式	固定資産税（償却資産）の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

15. 固定資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて決定した価格等について、4月1日から資産税課で課税台帳の閲覧ができます。（地方税法第382条の2）

詳細につきましては、「広報ぎふ」等でお知らせします。

16. 実地調査のお願い

申告書受付後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、実地調査を行うことがあります。調査に伴って修正申告をお願いする事がありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及しますので、あらかじめご承知おきください。

なお、検査拒否にあたる場合、懲役又は罰金を科されることがありますので、ご協力をお願いします。（地方税法第353条、第354条、第408条）

17. 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告されない場合、又は虚偽の申告をした場合は、過料等の罰則を科されることがあるほか、遡って課税され、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。（地方税法第368条、第385条、第386条、岐阜市税条例第75条）

◎ 申告書の書き方(記入例)

郵便番号、住所及び電話番号(日中連絡経路が取れる番号)を記入してください。
※個人の方の住所は事業所ではなく、
自宅の住所を記入してください。
※領収証通知書は、上記に記入して下さい。
先づお電話にて、お問い合わせ下さい。

経理を委託している税理士等の氏名、
電話番号を記入してください。

申告書提出日を記入してください。

令和8年1月5日
受付印
岐阜市長
(あて先)

令和 8 年度 債券告白

第十六章

氏名を記入し、ふりがなを付してください。
なお、法人にあっては名称・代表者氏名
を記載し、ふりがなを付してください。
屋号があれば記入してください。

前年に取得した書類

7 税理士等の氏名

前年度に申告されている方は資産の種類別に取得額の合計額が既に記載されています。なお、初めて申告される方はこの欄を記入する必要はありません。

前年中に減少したもの(口)
前年に減少した資産の取得価額の合
計額を種類別に記入してください。
なお、必ず「減少」を意味して下さい。

前年中に取組したものの(ハ)

前年に中に取扱った資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入して下さい。なお、初めて申告される方は、全資産をこの欄に記入してください。

資産の種類別に記入してください。

添付書類がある場合は「**7. 非課税・特例資産**」にその名前を記入してください。

(イ)一(ロ)-(ナ)(ハ)によつて算出した販賣額の合計額を資産の種類別に記入してください。

- ・個人…岐阜市内で事業を開始した年月を記入してください。
- ・法人…法人の設立年月を記入してください。

事業種目を具体的に記入してください。
また、法人にあつては資本金又は出資金等の金額を記入してください。

第8章 債却資產申告書(償却資產課稅台帳)

二十六

各項目について、該当する方を○で囲んでください。

2つ以上の事業所がある場合は3つまで記載し、そのうち主たる事業所の番号を○で囲んでください。

※「有」に該当する場合
+ ハナヘテル

事業所用家屋の所有区分について、該当する方を〇で囲んでください。

資産の増減について、該当する項目を〇で囲んでください。

۱۱۷۴

種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

令和7年1月2日から令和8年1月1日に取得した資産について記入してください。
はじめて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している全資産を記入してください。

申告の年度を記入してください。

※圧縮記帳を行っている場合は圧縮前の取得価額を記入してください。

令和8年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年号	耐用年数	取得価額 百万円	減価残存率	課税標準 税率	課税標準 特例	課税標準 税率	増加事由	第十六号様式別表一	
01	構築物	→1													
02	機械装置	→2													
03	船舶	→3													
04	航空機	→4													
05	車両・運搬具	→5													
06	工具・器具及び備品	→6													
07	記入欄	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
08	入の	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
09	必	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	要	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	は	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	あり	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	ませ	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	ん	○○株式会社	所有者名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
16	ページごとに取得価額の合計額を記入してください。														
17	小計	6													
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															

資産を取得した年月を記入してください。

※年号は数字で記入してください。

「昭和」→3

「平成」→4

「令和」→5

(令和元年5月～12月は「5.1.○○」と記入してください。)
1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得月としてください。

1.

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

- 1新品取得
- 2中古品取得
- 3移動による受入れ
- 4その他

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1から第6まで(別表第3及び第4を除く)に記載する耐用年数を記入してください。

・他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、異動年月。

・その他、価額の決定にあたって必要な事項。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いずれかに○印を付けてください。

種類別明細書(減少資產用)記入例

資産について記入してください。
「償却資産明細書」にもどづいて資産種類、資産コード等を記入してください。

申告の年度を記入してください。

八年度命令

種類別明細書(減少資產用)

「償却資産明細書」
内の減少した資産の
資産種類を記入してください。

「償却資産明細書」
内の減少した資産の
資産コードを記入して
ください。

ページごとに取得価額の合計額を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)記入例									
令和7年1月2日から令和8年1月1日に売却、滅失、移動等により減少した資産について記入してください。 なお、同封した「賞却資産明細書」にもとづいて資産種類、資産コード等を記入してください。									
所有者コード		所有者名		申告の年度を記入してください。		所有者名を記入してください。		〇〇株式会社	
資産の種類 番号	資産コード 抹消コード	資産の名称等 年号	数量 年 月	取得年月 年 月	取 得 価額	耐 用 年 数	申告 年 度	減少の事由及び区分	摘要
01	5	自転車置場	1 3 62 5	1,050,000	7	記 入	1 ② 3・4 1 ① 2	1売却 3移動 4その他	1全部 2一部
02	27	太陽光発電	1 4 27 4	4,233,000	17	の	1・2 ③・4 1 ① 2		
03	6	エアコン	1 4 17 10	360,000	6	必 要 は り	1 ② 3・4 1 ③ 2	3台のうち1台1,080,000円 のうち360,000円減少(残り720,000円)	
04						は	1・2 3・4	1・2	
05						あ り	1・2 3・4		
06						ま せ ん	1・2 3・4		
07							1・2 3・4		
08							1・2 3・4		
09							1・2 3・4		
10							1・2 3・4		
11							1・2 3・4		
12							1・2 3・4		
13							1・2 3・4		
14							1・2 3・4		
15							1・2 3・4		
16							1・2 3・4		
17							1・2 3・4		
18							1・2 3・4		
									5,643,000
							3		

「賞却資産明細書」に記載されているとおり記入してください。
※資産の一部が減少した場合は、減少した部分の取得価額を記入してください。

「賞却資産明細書」
内の減少した資産の
資産種類を記入してください。

「賞却資産明細書」
内の減少した資産の
資産コードを記入して
ください。

ページごとに取得価額の合計額を記入してください。

該当する事項を○で囲んでください。
【減少区分】
1.全部
2.一部
3.消失
4.その他

償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数	
1 構築物及び建物附属設備	構築物	ビ チ ュ ー マ ル ス 路 面 ア ス フ ア ル ツ 路 面 コンクリート路面・砂利道 金 属 製 へ い ブ ロ ッ ク べ い	3 10 15 10 15	打 ち 込 み 井 戸 工 場 緑 化 施 設 庭 園 仮 設 建 物	10 7 20 7	広告用のもの その他の	20 10
	建物附属設備	簡易なもの 可動間仕切り その他のもの	3 15	屋 外 消 火 栓 屋 外 給 排 水 設 備 受 . 变 電 設 備	8 15 15	農業用のもの ビニールハウス アーケード 日よけ設備 冷凍機の出力が 22kw以下のもの 冷暖房設備	8 8 15 8 13 15
						主として金属製 その他の	
						冷暖房設備	
						その他のもの	
2 機械及び装置	下記別表参照						
3 船 舶	モ 一 タ 一 ボ 一 ト	4	ボ 一 ト ・ ヨ ッ ト	5			
5 車両及び運搬具	フ ォ 一 ク リ フ ト	4					
6 工具、器具及び備品	工 具	金 型 測定又は検査工具	2 5	切 削 工 具	2	治 具 及 び 取 付 工 具	3
	器 具	事務机・椅子 応接セット 及 び 備 品	15 5 6 5 6 6 6	複 写 機 ・ 計 算 機 レジスター・タイムレコーダー 電子計算機 インター・ホン・放送用設備 電話設備・通信機器 試験・測定機器 カメラ・映写機・望遠鏡 写 真 製 作 機 器	5 4 5 6 6·10 5 5 8	广 告 器 具 金 庫 理 ・ 美 容 機 器 レントゲン 歯 科 診 療 用 ユ ニ ッ ト 自 動 販 売 機 ・ 両 替 機 焼 却 炉	10 5 20 5 5 6 7 5 5
		金属製 その他の	8	パソコソ その他の			
		接客業用 陳列たな・ ケース	8 6 8	その他の			
		冷凍機付又 は冷蔵機付					
		その他の					

2 機械及び装置

設備の種類及び細目	耐用年数	設備の種類及び細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10	化学工業用設備	
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
繊維工業用設備		塩化りん製造設備	4
炭素繊維製造設備		活性炭製造設備	5
黒鉛化炉	3	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
その他の設備	7	半導体用フォトレジスト製造設備	5
その他の設備	7	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8	その他の設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8
印刷業又は印刷関連業用設備		ゴム製品製造業用設備	9
デジタル印刷システム設備	4	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9
製本業用設備	7	窯業又は土石製品製造業用設備	9
新聞業用設備			
モノタイプ、写真又は通信設備	3		
その他の設備	10		
その他の設備	10		

(次ページにつづく)

2 機械及び装置

設備の種類及び細目	耐用年数	設備の種類及び細目	耐用年数
鉄鋼業用設備		ガス業用設備	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5	製造用設備	10
純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9	供給用設備	
その他の設備	14	鋳鉄製導管	22
鋳鉄製導管以外の導管		需要者用計量器	13
その他		その他	13
非鉄金属製造業用設備		その他	15
核燃料物質加工設備	11	その他	
その他の設備	7	主として金属製のもの	17
その他		その他	8
金属製品製造業用設備		熱供給業用設備	17
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	水道業用設備	18
その他	10	通信業用設備	9
はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)	12	放送業用設備	6
生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)		映像、音声又は文字情報制作業用設備	8
金属加工機械製造設備	9	鉄道業用設備	
その他	12	自動改札装置	5
業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)	7	その他	12
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		道路貨物運送業用設備	12
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	6	倉庫業用設備	12
プリント配線基板製造設備	6	運輸に附帯するサービス業用設備	10
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5	飲食料品卸売業用設備	10
その他	8	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
電気機械器具製造業用設備	7	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)	13
情報通信機械器具製造業用設備	8	その他	8
輸送用機械器具製造業用設備	9	飲食料品小売業用設備	9
その他の製造業用設備	9	その他の小売業用設備	
農業用設備	7	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
林業用設備	5	その他	
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備		主として金属製のもの	17
石油又は天然ガス鉱業用設備		その他	8
坑井設備	3	技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	
掘さく設備	6	計量証明業用設備	8
その他の設備	12	その他	14
その他	6	宿泊業用設備	10
漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)	5	飲食店用設備	8
水産養殖業用設備	5	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
総合工事業用設備	6	その他の生活関連サービス業用設備	6
電気業用設備		娯楽業用設備	
電気業用水力発電設備	22	映画館又は劇場用設備	11
その他の水力発電設備	20	遊園地用設備	7
汽力発電設備	15	ボウリング場用設備	13
内燃力又はガスターイン発電設備	15	その他	
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		主として金属製のもの	17
需要者用計器	15	その他	8
柱上変圧器	18	自動車整備業用設備	15
その他	22	その他のサービス業用設備	12
鉄道又は軌道業用変電設備	15	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他		機械式駐車設備	10
主として金属製のもの	17	その他	
その他	8	主として金属製のもの	17
		その他	8

償却資産減価残存率表（旧定率法）

◎減価償却可能限度額は、取得価額の95%までです。残存価額=取得価額×0.05

耐用年数	残存率(前年前取得)	残存率(前年中取得)												
2	0.316	0.658	11	0.811	0.905	21	0.896	0.948	31	0.928	0.964	41	0.945	0.972
3	0.464	0.732	12	0.825	0.912	22	0.901	0.950	32	0.931	0.965	42	0.947	0.973
4	0.562	0.781	13	0.838	0.919	23	0.905	0.952	33	0.933	0.966	43	0.948	0.974
5	0.631	0.815	14	0.848	0.924	24	0.908	0.954	34	0.934	0.967	44	0.949	0.974
6	0.681	0.840	15	0.858	0.929	25	0.912	0.956	35	0.936	0.968	45	0.950	0.975
7	0.720	0.860	16	0.866	0.933	26	0.915	0.957	36	0.938	0.969	46	0.951	0.975
8	0.750	0.875	17	0.873	0.936	27	0.918	0.959	37	0.940	0.970	47	0.952	0.976
9	0.774	0.887	18	0.880	0.940	28	0.921	0.960	38	0.941	0.970	48	0.953	0.976
10	0.794	0.897	19	0.886	0.943	29	0.924	0.962	39	0.943	0.971	49	0.954	0.977
			20	0.891	0.945	30	0.926	0.963	40	0.944	0.972	50	0.955	0.977

マイナンバー制度について（お願い）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書の様式に個人番号・法人番号の記載欄が追加されました。

これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行います。

申告の際は、以下の確認資料をお持ちください。

また、郵送の場合は確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAXによる電子申告の場合には、本人確認資料の提出・添付は不要です。

◎確認資料

1 本人が申告書を提出する場合（①と②それぞれ必要）

① 番号確認資料 次のうち、いずれか1点	「個人番号カード」、「通知カード」、「住民票の写し（個人番号付き）」等
② 身元確認資料 次のうち、いずれか1点	「個人番号カード」、「運転免許証」、「パスポート」等

※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載の氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認資料として利用できます。

2 代理人が申告書を提出する場合（①～③それぞれ必要）

① 本人の番号確認資料 次のうち、いずれか1点	「本人の個人番号カード」、「本人の通知カード」、「本人の住民票の写し（個人番号付き）」等の写し
② 代理人の身元確認資料 次のうち、いずれか1点	「代理人の個人番号カード」、「代理人の運転免許証」、「代理人のパスポート」、「代理人の税理士証票」、「登記事項証明書及び社員証」（代理人が法人の場合）等
③ 代理権確認資料 次のうち、いずれか1点	「委任状」、「税務代理権限証書」等